

## 第2回鎌倉市総合計画審議会 議事録

- 日 時: 令和6年(2024年)4月2日(火)午後3時から午後4時55分まで
- 場 所: 市役所本庁舎2階 全員協議会室
- 出席委員: 高木会長、長尾委員(オンライン参加)、市川委員、波多辺委員、大津委員、田中委員、新津委員、菊田委員、木村委員、亀山委員(オンライン参加)、村山委員
- 欠席委員: 及川委員、小泉委員、海津委員、掛川委員
- 幹 事: 共生共創部長、共生共創部次長(企画課所管)、共生共創部次長(政策創造課所管)、企画課長
- 事務局: 企画課課長補佐兼担当係長、企画課担当係長、企画課主事2名、政策創造課課長補佐兼担当主査、政策創造課担当係長
- 関連職員: まちづくり計画部担当部長(令和5年度共生共創部長)
- 傍 聴 者: 4名
- 会議次第:
- 1 あいさつ
  - 2 議題
    - (1) 審議
      - ア (仮称)第4次鎌倉市総合計画策定方針(案)について
    - (2) 報告
      - ア 新たな総合計画の策定に係る参考資料について
      - イ 市民参画・職員参画の実施について
    - (3) その他
- 配付資料
- 次第
- 資料1 (仮称)第4次鎌倉市総合計画策定方針(案)
- 資料2 (仮称)第4次鎌倉市総合計画策定方針(案)新旧対照表
- 資料3 (仮称)第4次鎌倉市総合計画策定方針(案)について
- 資料4 (仮称)第4次鎌倉市総合計画策定方針案の内容(第3次総合計画第4期基本計画記載内容との対比)
- 資料5 新たな総合計画の策定に係る参考資料について(令和6年4月2日時点)
- 資料6 令和6年1月31日開催の第1回鎌倉市総合計画審議会議事録(案)
- 会議記録:
- 事務局 会議の開催に先立ちまして、事務局から失礼します。  
前回の第1回審議会を御欠席されて本日御出席いただいております委員から一言ずつ御挨拶を頂戴できればと思いますので、お願いいたします。  
(各委員自己紹介)
- 事務局 続いて、令和6年4月1日付鎌倉市の人事異動に伴いまして幹事及び関係課職員の変更がありましたので、報告をさせていただきます。  
(事務局職員自己紹介)
- 会長 ただいまから、第2回鎌倉市総合計画審議会を開会します。  
まず、事務局から報告があります。
- 事務局 本日11名の委員の方に御出席いただいていることから、鎌倉市総合計画審議会規則第3条第2項の規定により、委員会として成立していることを報告します。  
続きまして、本日の資料の確認です。本日の資料は、次第、資料1「(仮称)第4次鎌倉市総合計画策定方針(案)」、資料2「(仮称)第4次鎌倉市総合計画策定方針(案)新旧対照表」、資料3「(仮称)第4次鎌倉市総合計画策定方針(案)について」、資料4「(仮称)第4次鎌倉市総合計画策定方針案の内容(第3次総合計画第4期基本計画記載内容との対比)」、資料5「新たな総合計画の策定に係る参考資料について(令和6年4月2日時点)」、資料6「令和6年1月31日開催の第1回鎌倉市総合計画審議会議事録(案)」です。  
以上、御確認をお願いします。

会長 確認してよろしいでしょうか。

( 委員了承 )

会長 続いて、本日の傍聴希望について、事務局から説明させます。

事務局 本日、4名から傍聴のお申出をいただいております。

傍聴者の取扱いについて、御協議をお願いします。

会長 傍聴者の取扱いについて、特に問題がなければ、ここから入室を認めようと思いますが、よろしいでしょうか。

( 委員了承 )

会長 傍聴者を入室させます。

( 傍聴者入室 )

会長 傍聴者に申し上げます。会議中は静粛をお願いします。また、発言、会議の録音・録画・撮影は認められませんので、よろしくをお願いします。

会長 それでは議題に入ります。

議題1の審議です。「(仮称)第4次鎌倉市総合計画策定方針(案)について」事務局から説明させます。

事務局 それでは資料につきまして、説明いたします。

まず、資料1は現時点での「(仮称)第4次鎌倉市総合計画策定方針(案)」となります。

こちらは1月31日前回の当審議会での御意見を踏まえまして修正したものとなっており、その修正点については資料2「(仮称)第4次鎌倉市総合計画策定方針(案)新旧対照表」の通りでございます。

本日の説明は資料3「(仮称)第4次鎌倉市総合計画策定方針(案)について」と、資料4「(仮称)第4次鎌倉市総合計画策定方針案の内容(第3次総合計画第4期基本計画記載内容との対比)」に沿いながら、説明をさせていただきます。なお、お手元のiPadの画面に資料3の説明ページを同期しながら説明をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、資料3に沿いまして、本日の議題一つ目について説明をいたします。

まず、資料3のスライド番号2を御覧ください。

「Ⅰ (仮称)第4次鎌倉市総合計画策定方針の位置づけ」でございます。

この(仮称)第4次鎌倉市総合計画策定方針ですが、これは新たな総合計画を策定するためのガイドラインでございます。

この策定方針につきまして、前回1月31日の当審議会でも御審議をいただきましたが、この方針の決定に向けて、委員の皆様の一層の御理解、それから委員の皆様のご共通認識事項として共有することで、今後この新しい総合計画策定の検討が効果的・効率的に進むものと考えましたことから、本日改めて説明をさせていただき、御審議をお願いするものでございます。

つきましては、前回と重複する説明もありますが、その点御理解・御了承いただければと存じます。

スライド番号3「Ⅱ 鎌倉市の総合計画の変遷」を御覧ください。

改めて鎌倉市の総合計画の変遷について説明させていただきます。

鎌倉市では、昭和55年から60年までを計画期間とした第1次総合計画、昭和61年から平成7年までを計画期間とした第2次総合計画を経て、平成8年から現在の総合計画である第3次総合計画期間が始まっております。

この第3次総合計画が令和7年度を以て計画期間が満了することから、令和8年度を初年度とする新たな総合計画を策定するにあたり、当審議会に諮問させていただいているものです。

スライド番号4「Ⅲ 第3次鎌倉市総合計画(1)」を御覧ください。

鎌倉市の総合計画は、第1次、第2次、そして現在の第3次総合計画において、基本構想、基本計画及び実施計画の3層で構成してきております。

平成 24 年に鎌倉市では鎌倉市総合計画条例を制定いたしました。この条例におきましても、総合計画を基本構想・基本計画・実施計画の3層で構成することを条例化しています。

この3層のうち、お手元の資料ですと緑色になりますが、基本構想、これが最上位となりまして、この基本構想において、まちづくりの基本理念や将来都市像、将来目標、基礎的な指標や基本方針といったまちづくりの普遍的な価値を定めてございます。

なお、現在の基本構想期間は 30 年であり、この最上位の基本構想が 30 年であるため、総合計画も 30 年となっています。

このまちづくりの普遍的な管理を定めております基本構想の次の階層となるのが黄色の部分の基本計画というものです。

この基本計画では、基本構想に掲げました目標を実現するための代表、具体的な内容を定めております。基本構想を実現するための内容を定めるための基礎条件ですとか、計画を推進するための考え方、具体的な内容である施策体系や施策の方針というものをこの黄色の基本計画で定めております。

基本計画につきましては平成8年の第3次総合計画スタート以降、10年計画、8年計画、6年計画、6年計画と4期に渡り策定してきており、まちづくりの普遍的な価値である基本構想を実現するために、時勢の変化に応じて基本計画の見直しを行ってまいりました。

そして一番下のピンク色のところが実施計画です。

この基本計画に掲載した内容の具体的な手段をとりまとめた具体的な事業計画が実施計画であり、予算と連動させながら、市民ニーズに沿って策定してきたものです。

スライド番号5「Ⅲ 第3次鎌倉市総合計画(2)」は、スライド番号4の内容をもう少しかみ砕いて、その関係性を図で示したものになります。

基本構想の①基本理念に沿って、②の将来都市像を定め、その将来都市像を実現するための下位目標として将来目標を定め、その将来目標に沿って、基本計画の⑦施策体系と施策の方針において、基本構想を実現するための内容を体系的に整理し、その内容の具体的な手段を実施計画の⑧具体的な事業計画で定めています。

基本構想の将来目標ごとに基本計画の施策の方針が紐づいている形であり、その基本方針のさらに下に実施計画の事業がぶら下がるということで、一番上位の基本構想の基本理念から、最下層の実施計画の事業までが一体的に繋がっている関係が総合計画の中でできあがっていることを示しています。

まず、ここまでで現行の総合計画の形について一度説明を止めさせていただきまして、御質問等ございましたら、お伺いできればと存じます。よろしく申し上げます。

会長 ただいま事務局から説明があった部分について、御質問等はございますか。

オンラインで御参加いただいている委員におかれましても御発言がございましたら、御発言いただければと思います。

こちらの第4次鎌倉市総合計画策定方針につきまして、我々が今後会議を進めていく中で、困りごとが生じたときや迷ったときに、必ずこの策定方針に立ち戻って、もう一度考える性質のものでありますので、まずはこの策定方針を本日固めさせていただいて、そして総合計画の内容について審議を進めてまいりたいと考えております。

以上が本会議の主な目的でございますけれども、皆様何か御不明点、御質問ありますでしょうか。

( 意見等なし )

会長 何かございましたら、いつでも御発言いただければと思います。

それでは引き続き、事務局から説明をお願いします。

事務局 資料3のスライド番号6「Ⅳ 新総合計画策定の前提」を御覧ください。

先ほどまで現行の計画につきまして説明をさせていただきましたが、これから当審議会に御審議をお願いしながら作っていく新しい総合計画についての話に移ってまいりたいと思います。

スライド番号6「IV 新総合計画策定の前提」について、先ほど説明をさせていただきましたが、鎌倉市総合計画では、総合計画を基本構想、基本計画及び実施計画を総称するものとしているため、策定方針2「新総合計画策定の前提」において、「総合計画条例の規定に基づき、新総合計画を策定します。」として、新総合計画についても、基本構想、基本計画及び実施計画の3層で構成しようと考えています。

ただし、実施計画について、その取りまとめ方については、今後市側で検討を進めていくこととしています。

では、3層で構成する新総合計画の基本構想の内容をどのようにしていくかについて、次のスライド番号7「V 基本構想」で説明します。恐縮ですが、お手元におありの方は資料4も合わせて御覧いただければと存じます。

資料4については、左側に策定方針を、右側に現総合計画の内容を示しています。

まず、基本構想に掲げる基本理念ですが、策定方針3(1)アのとおり、現在の総合計画における基本理念も、昭和33年に市民の皆様と共に作りあげた「平和都市宣言」、昭和48年に市民に皆様と共に作りあげた「鎌倉市民憲章」の精神を基調としていることから、これを踏襲することとしたいと考えています。

なお、現総合計画の基本理念は、スライド番号8「V 基本構想～基本理念とは～」及び資料4の1ページのとおりであり、今回策定する新基本構想の基本理念については、スライド番号8にある考えを踏襲したいと考えています。

ただし、現基本理念のように、「平和都市宣言」と「鎌倉市民憲章」の精神を基調としながら、3つの基本理念を定める」というような、いわゆる肝となる理念がどれか曖昧になるような形は避けたいと考えていることを申し添えます。

スライド番号7、一つ前のページにお戻りいただければと存じます。

次に、基本構想における将来都市像です。将来都市像については、策定方針3(1)イのとおり、鎌倉市民憲章前文に込められた想いとして、30年間普遍的に定めてきた現総合計画の将来都市像である「古都としての風格を保ちながら、生きる喜びと新しい魅力を創造するまち」、これを引き継ぎたいと考えています。

現総合計画の将来都市像はスライド番号9「V 基本構想～将来都市像とは～」及び資料4では、1ページのとおりであり、今回策定する新基本構想の将来都市像については、スライド番号9を引き継ぎたいと考えています。

なお、将来都市像についても、肝は先ほど申し上げた「古都としての風格を保ちながら、生きる喜びと新しい魅力を創造するまち」ですが、その文言に係る説明内容が長く、肝が分かりづらいため、計画書としての見せ方になりますが、より将来都市像が明確になるようにしていきたいと考えています。

再びスライド番号7にお戻りください。

次に、基本構想における将来目標ですが、将来目標については、策定方針3(1)ウのとおり、市民憲章本文に掲げられた内容を具体的に描き、計画期間や基本計画とのつながりに配慮した見直しを行いたいと考えています。

スライド番号10「V 基本構想～将来目標とは～」及び資料4の2ページから4ページを御覧ください。こちらが平成8年から現在まで用いている将来目標ですが、非常に細かく定められている一方、区分けの単位が揃っていないことがお分かりいただけるかと思います。現在の総合計画の進行管理において、最も障壁・課題となっているのがこの将来目標であり、この将来目標の定めが、基本構想の下位計画である基本計画にも大きく影響するため、この点については、基本理念や将来都市像とは異なり、抜本的に見直しを行いたいと考えており、見直しに当たっての視点として、市民憲章本文や計画期間、基本計画とのつながりを配慮しようと考えているものです。

もう一度スライド番号7にお戻りください。

以上の基本理念・将来都市像・将来目標を定めた基本構想期間について、市長任期である4年間との整合を図るため、5年間又は9年間に見直そうと考えています。

以上、新たな基本構想の策定に向けた考え方でございます。

一度ここで説明を止めさせていただきます、御質問を伺えればと思います。

会長 御説明ありがとうございました。

皆様、何か御質問もしくは、疑問点等ございましたらぜひお寄せいただければと思います。

オンラインで御参加いただいております委員におかれましても、私の方で拝見しておりますので、もし何かございましたらお申し付けください。

委員 参考までにお聞きしたいのですが、第3次総合計画は平成8年からのスタートとのことで、平成7年には阪神淡路大震災があったと記憶していますが、当時策定するときに、基本構想から見直しというところで、御議論があったのではないかと推察しています。阪神淡路大震災の経験を踏まえて、基本理念等に影響する議論があったのかどうかということについてあくまで参考までにお聞きしたいと思います。

会長 ありがとうございます。事務局から回答をお願いします。

事務局 ただいまの御質問について、具体的な議論ということまでは把握はしてございませんが、総合計画は作り上げるのに3年近くの時間を要するので、前年度に起きた震災の件については、おそらくこの総合計画の基本理念の部分には大きくは反映されていないように思っております。

一方で、基本計画や実施計画を策定していく中で、防災の重要性というのは、おそらく認知はされていると認識してございます。

したがって、その後の改定の中では防災の視点をかなり色濃く出されてきたのではないかと思っております。

あくまでも当時の市役所の状況を鑑みた中での答えになりますが、参考としていただければと思います。

会長 ありがとうございます。委員、よろしいでしょうか。

それではその他、何か御質問ございますか。

委員 全体を読ませていただいて、防災という概念が当時から入ってきたというようなお話でしたが、一つ疑問に思ったのは、この中に「有事」という言葉が1回も出てきません。

要するに、現在、御承知の通りウクライナとロシアの紛争等いろいろあって、ロシアは負けそうになったら核弾頭を使用するのも辞さない、極東でも同じだと言っています。

それから中国と台湾の問題、あるいは尖閣諸島の問題、それから今日も北朝鮮の弾道ミサイル発射もありましたよね。

Jアラートは有事と災害と両方に対応していることもあり、我々としても災害と同じように、有事に対する意識を高めるために、このような情勢では有事という言葉が一つぐらい入ってきていいのではないかと感じます。

それから、例えば日本に核シェルターはそぐわないかもしれないけれども、スイスでは義務ですし、最近ではシンガポール、それから台湾なんか町中でシェルターっていう概念が出てきていると聞きますので、有事という言葉の一つほど入れてもらえないかなという感じがします。

会長 ありがとうございます。

今の委員からの御発言について、事務局お願いいたします。

事務局 はい、ありがとうございます。

お手元に「第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画」という冊子を配布しております。基本計画単位にはなりますが、そちらの119ページに、「有事」という言葉ではなく、危機管理対策ということで、【現状】の三つ目に「武力攻撃事態やテロなどの」という記載や、その下に「Jアラート」と記載しており、こうした施策は、平成26年の第3期基本計画から大きく打ち立てたものと記憶しています。

当時は東日本大震災による原発の事故等も発生したため、鎌倉は横須賀に近いこともありまして、このような政策を立てております。この点を基本計画レベルのところでも新しい計画

策定においても引き続きも検討し、当審議会にお諮りをしていきたいというふうに考えております。

会長 ありがとうございます。

今オンラインで御参加の委員についてもお手元に第4期基本計画の冊子はございますか。今我々は基本計画の119ページを確認しております。

現行の基本計画の内容について多少含まれているということですが、委員よろしいでしょうか。

委員 ありがとうございます。前もって配られた資料では確認できませんでしたが、これを見まして、やっぱり気を留めていることがよく分かりました。

会長 事務局から御説明いただいた中で、現時点の状況と少し文言が合わないと申しますか、「21世紀」や「切り開く」等、以前策定していた当時の文言などは、時点に応じて適宜御修正いただくという理解でよろしいでしょうか。事務局お願いします。

事務局 はい、その時点での時点修正を加えていこうと考えております。

会長 ありがとうございます。それでは修正したものを今後の審議会で示していただきたいと思っております。

オンラインで御参加の委員からチャットに質問を入力いただいたと思いますが、事務局で御確認いただけますでしょうか。それでは事務局は回答をお願いいたします。

事務局 現在の基本計画におきましても、いわゆる妊産婦健診等の母子保健の施策に関しては「子育て」のカテゴリに分類して取り組んでおります。次の計画でもすべての施策について同じカテゴリで作るかどうかはまだ決まっておられませんけれども、妊娠出産というところにつきましては子育てに近い分類で引き続き取り組んでいくことになろうというように考えております。

会長 ありがとうございます。

委員から御入力いただいた質問内容は前方のスクリーンに書いてございます。

代わりに読ませていただきますと、「健やかで心豊かに暮らせるまち、(2)子育てしやすいまちを目指します」というところに関してなんですけれども、子育てという言葉の定義に、妊娠出産も含まれるという認識でよろしいでしょうか。子どもも安心して産み育てられるまちと同義であればありがたいと思いました。」という質問に対して、今事務局から御説明をいただきました。これも含めて皆様、もし何かございましたらお願い申し上げます。

皆様その他ございませんでしたら、次の御説明に進みたいと思っております。

それでは、事務局から引き続き御説明をお願い申し上げます。

事務局 それでは引き続きお手元の資料3を中心に説明をさせていただきます。  
資料3につきまして、スライド番号11「Ⅵ 基本計画(1)」を御覧ください。  
まず、基本計画の前提となる「基本方針」についてです。

基本方針については、「人口」「空間づくり」「地域(まち)づくり」の3本とし、まず、人口については、策定方針3(2)ア(ア)のとおり、的確な人口動向分析を踏まえたうえで、目標人口及び人口構成を設定し、目標の具体化に向けた人口の基本方針を定めていきます。なお、現基本計画の人口に関する内容は、資料4の5ページから7ページのとおりです。

次に「空間づくり」です。この点については、前回の審議会では「土地利用」と表記しておりましたが、前回の審議会での御指摘を踏まえ、表記を「空間づくり」と改め、策定方針3(2)ア(イ)のとおり、都市機能強化と交流の活性化を図るための空間づくりの基本方針を定めていきます。なお、現基本計画の土地利用に関する内容は、資料4の7ページから9ページのとおりです。

最後に「地域(まち)づくり」です。これは、今回新たに設定した項目であり、策定方針3(3)ア(ウ)のとおり、今後、行政のみによる都市経営が困難となる中、市民協働や共生共創の取組を発展させ、地域によるまちづくりを推進するに当たり、地域をどのようにしていくかという視点を持ちながら、施策を定めていくに当たり、その基本方針を定めていこうと考えているものです。

まず、新たな基本計画の基本方針について説明しました。

- ここで、説明を止めさせていただき、御質問等を伺えればと存じます。
- 会長 御説明ありがとうございます。
- 委員長 ただいま事務局から説明いただいた内容について、御質問でございますでしょうか。
- 委員 質問というか意見ですけれども、まずこの人口に関して、ここに書いてあることは基本的には夜間人口、居住人口を想定していると思うのですが、多分これから30年の総合計画を考えると、それだけではなくて、就業者人口ですとか、それから居住人口でも2拠点居住の方とか、いろいろな形での関係人口も含めて考えていかないと、単純に人口減っていきま、高齢化しますということだけが前提になってしまうので、人口の定義を広げた方がいいと思いました。
- それから人口の数だけではなくて、その構成ですね、年齢構成だけでなく、外国人の方とか、あるいは様々な所属の方が住んでいると思うので、そのあたりの人口の単純な数だけではなくて構成についても考えた方が良くないと思いました。
- それから、2点目の空間づくりですけれども、基本方針には基本的に土地利用のことしか書いてないのですが、例えば道路整備ですね、鎌倉市内の道路は幅員が狭いので、なかなか歩行者とか自転車に優しい空間だとは思いません。
- その辺の再整備も必要なので、ぜひ都市基盤についても何らかの方針を入れていただくと良いと思いました。
- 会長 ありがとうございます。
- 今、委員から関係人口を含んで考えること、そして人口を単なる数字として捉えるだけではなくてその性質まで考慮して考えるべきということ、そして空間づくりに関する意見をいただきましたけれども、これについて事務局から御説明お願いできますでしょうか。
- 事務局 ありがとうございます。
- まず人口構成につきましては、前回人口構成の設定を行うべきという御意見をいただきましたので、基本方針の中で人口構成の設定を行うということを入れさせていただきます。
- 考え方としても、いわゆる人数だけではなくて、どのような方・どのような構成を目指していくかというところは意識しながら計画を作っていく必要があろうと考えております。
- それから関係人口については、現在も政策主体として非常に大きな視点にしております。基本計画のいわゆる基礎条件のところの関係人口まで謳うのか、政策を打つ前提として、当然関係人口を視野に入れつつ、数字的に目指す人口の基本方針として関係人口まで含められるかという点については預からせていただきたいと思いますが、政策の考え方自体は今委員がおっしゃった通り、関係人口についても当然今後考えていかなければならないということは認識しているところでございます。
- 最後に、空間づくりについてはいわゆるインフラや、そういった法律に基づく土地利用規制以外の都市基盤作りというのも重要だということ認識しております。
- 基本方針に入れていくか具体的な政策でその部分をカバーしていくかということにつきましては持ち帰りまして検討させていただければと思います。
- 会長 ありがとうございます。
- こちらは基本方針に入れ込んでいくのかそれとも個別の政策でこれを実現していくのか、そこは事務局の方で検討して、次回以降の審議会で示していただけるということですが、委員よろしいでしょうか。
- 委員 はい、ありがとうございます。
- 会長 その他、委員の皆様いかがでしょうか。
- 委員 今委員から素晴らしい質問がありまして、納得しているのですが、私も一番大事なのは人口だと思っています。特に自町連の立場から言うと、人口がどう流れているのか、鎌倉市をちょっと見てみるとわかりますけど、旧市街と、それから1970年ぐらいからずっと発達してきた、例えば、西鎌倉地域とか梶原地域とかあるいは城廻地域とか、新興住宅街の二つに対比できるような気がしており、この資料に鎌倉地域・深沢地域・腰越地域・大船地域・玉縄地域の五つの地域に分けてデータをとって書いていただいておりますが、それだけではな

いように思います。

旧市街と新市街でどういふ人の流れが起きてきたのか、特に空き家の問題なんかも取り上げてみると非常に面白い話がいっぱいあるんですね。

以前お話したかもしれませんが、5～6年前に開発された地域の自治会長さんに伺ったところ、1,600世帯もあるのに100件も空き家があり困っていると言っておられたのですが、ついこの間聞いたところ、いやもう空き家はほとんどありませんよとのことだったので、ずいぶん人の流れが変わってきているように思います。

そういう流れの変化を捉えながら、いろんな意味で人口というものを捉えていきたいので、ぜひいろんなデータの提供をお願いできればというふうに思っております。

会長 ありがとうございます。

今、御発言いただきましたけれども、人口一つとっても地域によって性質が異なり、これは区画というデータで示せるものだけではなく、住民の皆様の暮らし始めた時期等によってその性質が変わってくるという御指摘がございました。

この点について事務局よろしいでしょうか。

事務局 この後に二つ目の議題で、新しい人口推計で現在分かっている数字について説明させていただきますが、その資料も5地域別の資料になっております。

5地域別の資料を作る前提として字別の推計を基礎データとして持ち合わせていますので、今後人口について当審議会で議論していただくに当たりましてはそれらもお示ししながら、いわゆる行政区割りだけではなく、その中での人口の変動等も含めて人口の基本方針を考えつつ、当審議会で判断していきたいと考えております。

会長 事務局ありがとうございます。

その他、委員の皆様ございますでしょうか。

それではまだ資料が残っておりますので、引き続き事務局から御説明をお願いいたします。

事務局 続いて、基本計画に位置付ける施策についてです。

それでは資料3、スライド番号12「V 基本計画(2)」を御覧ください。

合わせて、資料4の10ページから13ページを御覧ください。資料4の右側を御覧いただければお分かりいただけると思いますが、この部分が、総合計画の一番中身が詰まっている部分と言ってよいかと思います。

他方で、掲載内容については、施策ごとに内容が異なります。

そこで、それぞれの施策において内容を掲載するにあたって、配慮する事項を策定方針3(2)イで決めました。

それが、スライド番号12の赤字の(ア)から(オ)の5項目であり、施策の形成にあたっては、まず「(ア) 行政サービスの最適化」として、DX技術など、時代に応じた手法とすること、「(イ) SDGsの達成」として、SDGsの達成も意識した目標や取組とすること、「(ウ) 中間アウトカム・直接アウトカム」として、目標や取組の設定にあたっては、指標を意識すること、「(エ) 政策・施策の連携」として、作成する施策間の連携を意識すること、「(オ) 個別計画との整合」として、既に策定されている各施策に係る個別計画との整合を意識することとしており、それらを意識しながら、根拠に基づく政策立案であるEBPMによる施策形成を行おうと考えています。

なお、このように形成する施策ですが、総合計画という性格上、特定施策に偏ることが難しいという課題もある一方、計画期間中に特に注力するものも定めなければなりません。そこで、策定方針3(2)ウのとおり、形成した施策の中で、計画期間中に特に注力するものをリーディングプロジェクトとして、明確にしようと考えています。

そして、スライド番号13「V 基本計画(3)」、資料4は14ページから19ページですが、前スライドのとおり形成した施策を推進する体制として、策定方針3(2)エのとおり、組織運営や人財育成、広域連携等について、その内容を明確にするとともに、策定体制を引き継ぐ推進体制の構築を目指そうと考えています。

最後に基本計画期間ですが、策定方針3(2)オのとおり、先ほど説明した基本構想の期間を5年間とする場合には基本計画期間も同じく5年間と、基本構想の期間を9年間とする場合には、基本構想期間に2つの基本計画を策定することとして、前期5年間・後期4年間の計画を策定しようと考えています。

以上が基本計画に関する説明です。

ここで、説明を止めさせていただき、御質問等を伺えればと存じます。

会長 御説明ありがとうございました。

今事務局から基本計画について御説明いただきましたが、委員の皆様、御質問・御意見ございますでしょうか。

はい、委員お願い申し上げます。

委員 資料1の(仮称)第4次鎌倉市総合計画策定方針(案)の2ページ目に「首長任期との整合を図ることが望ましい」とありますが、9年以上の場合もあり得るのではないかと思います、5年間と9年間にした理由をもう少し詳しく御説明いただきたいと思います。

同じく資料1の5ページ目の「新総合計画の概要図」について、最後の表内の3-(1)-エ-(ア)が5年、3-(1)-エ-(イ)が9年の誤りではないかと思います、確認をお願いします。

会長 ありがとうございます。

今新総合計画の概要図について、期間等確認事項がございましたが、事務局御説明お願いできますでしょうか。

事務局 資料1の5ページ目、「新総合計画の概要図」の表については委員の御指摘通りです。修正させていただきます。

計画期間につきましては、昨今、基本計画期間を首長任期である4年ごとに策定するというトレンドであるという実態がございます。

現在の本市の市長の任期が令和7年10月末までとなっておりますので、本来であれば令和8年から4年間の基本計画を始めることができれば理想的ですが、11月に就任された市長のもと5か月弱で次の計画を作って任期の翌年から開始するのは現実的ではないため、令和8年スタートの基本計画に関しては暫定的な期間を設けた5年間とし、令和13年から始まる基本計画につきましては令和11年10月の選挙後、11月に就任された市長のもと1年強かけて策定し、4年間で回していくと想定しています。

つまり、令和8年スタートの基本計画は暫定期間を1年設けて5年間としているために5年または9年としていますが、将来的には4年サイクルで基本計画を回していきつつ、さらには基本構想も4年ごとに策定するのか、それとも複数分の基本計画期間を跨ぐかということにつきましては、今後の検討課題であると捉えております。

会長 事務局ありがとうございます。

委員 いかがでしょうか。もし追加で御発言あればお願いします。

委員 考え方は理解いたしました。

それでは、5年と9年のどちらにするかというのは、事務局の方でこれから検討というイメージですか。

事務局 はい、我々も検討中で、どちらというものは持ち合わせてはおりません。

ある程度中身を作りながら、どちらがいいのかということは我々の視点をお示して審議会の御意見を伺って決めていきたいと考えています。

会長 事務局ありがとうございます。

その他、御質問もしくは御意見ございますでしょうか。

それでは進行後に、遡っての御意見、御質問でも結構ですので何かあれば御発言いただければと思います。

続いての御説明を事務局よりお願いいたします。

事務局 次に、実施計画についてです。

資料3、スライド番号14「Ⅶ 実施計画」を御覧ください。

実施計画は先ほど説明した通り、基本計画で定めた施策の具体的な取組や事業を定め

るものであり、その内容は、予算編成と大きく連動します。また、各施策に関する個別計画においても、具体的な取組や事業が定められているため、策定方針3(3)では、実施計画の内容は、予算書や個別計画の中で明確にしようと考えています。

なお、この実施計画についてですが、実施計画も含めた3層の計画を総合計画とするかという点も含めた実施計画の在り方については、当審議会に御審議いただくこととなります。

しかしながら、実施計画の具体的な内容については、予算と大きく連動するものであるため、市長の予算編成権の範疇となります。

よって、当審議会においては、実施計画の在り方や実施計画の内容作成の土台となる基本計画の施策について御審議いただき、答申を頂戴することとなります。

それを踏まえて、行政側で内容を作成していくこととなる点について、御理解いただければと存じます。

ここで、説明を止めさせていただきます、御質問等を伺えればと存じます。

会長 御説明ありがとうございます。

今、3層構造の最下層である実施計画を作っていくことについて、そして内容についてこの審議会で諮っていくという説明がありましたが、皆様御意見・御質問ございますでしょうか。オンラインで御参加の委員におかれましてもチャット等を含めまして御意見いただければと思います。

会長 私から一つ確認よろしいでしょうか。

今事務局から御説明のあった実施計画というものを作っていくか否か、そしてその内容についてということですが、それは今回の審議会だけでなく、今後の審議会も含めて検討して最終的に答申という形で出していくという理解でよろしいでしょうか。あくまで今日ではなく、今後議論していく中で、答申を出していくという理解で間違っていないかの確認です。

事務局お願いいたします。

事務局 本日までではなく、今後御審議いただく中で最終的に決定していくこととなります。

会長 ありがとうございます。

委員 実施計画は今まで事務方で作っていたと思いますが、実施計画自体を策定するかどうかということについて、意見を求められているということでしょうか。

事務局 実施計画を書きとしてまとめていくかどうかについては検討が必要だと考えていますが、基本的にはこれまでの第3期基本計画及び第4期と同じような形で、審議会決定した基本計画の方針に基づき、市側で事業を考えていくという関係は変えません。

委員 そうですね。予算の問題があるので、難しいと思います。

それから、基本構想とは、全体的に網羅して、こういうふうにやっていきたいという方針であり、それを実現するために基本計画があって、具体の策が実施計画です。今までの基本構想は30年という長い期間でしたが、今後はそれを変えていくことについて大変良いことだと思います。そして首長任期と基本計画期間をリンクさせることも非常に重要だと考えているので賛成です。

質問として、資料2「(仮称)第4次鎌倉市総合計画策定方針(案)新旧対照表」に新・旧とありますが、旧の方は既出の(案)で、今回新に変えるという意味ですか。

会長 事務局、お願いいたします。

事務局 旧は、委員が御欠席された1月31日の審議会資料でお出したもので、審議会にていただいた御意見を反映して修正したものが新となります。

委員 わかりました。

基本計画・実施計画についての意見ですが、基本計画は優先順位を決めて策定し、実施計画をしっかりと遂行できるようにする必要があります。

そうすることが、まちづくりにとって重要だと考えているので、よろしくをお願いいたします。

会長 ありがとうございます。

事務局何かあればお願いします。

事務局 委員からいただいた御意見はまったくその通りだと思っております。

専門の皆様あるいは市民の皆様にお集まりいただいているこの審議会とは別に、庁内でも検討委員会という部長級で構成する会議を開いており、そこでは、ある程度は実施計画を纏めつつも、例えば今年のお正月に起こった震災等を踏まえて、少し考え方を变える必要が生じた際に柔軟に動くことができる纏めの方が良いのではないかという意見もでておりますので、本日いただいた御意見を庁内検討委員会にフィードバックしながら、今後検討を進めていきたいと思ひます。

委員 ぜひそうしていただきたいと思ひます。

会長 ありがとうございます。

その他皆様、このページについてはよろしいでしょうか。

委員 前回の会議でも少し申し上げましたが、少し戻って基本計画の大きな三つの柱が、人口・空間・地域であり、実施計画は単年度予算であるという説明がありました。

この人口というものに、ビジョンフォーカスすると、鎌倉の産業あるいは人口減少・人口増加の奥にあるものやはり財政であり、鎌倉のまちをどのように持っていくかは、5年とか10年の長いビジョンで考えなければいけない部分はあるかと思ひています。

単年度予算で市が回っているというところは、法律でも定められてはいるものの、長い見地で見えた場合、鎌倉のまちをどのような状況に持っていくかについて、基本計画に少し謳った方が良く感じますが、その点はいかがでしょうか。

会長 ありがとうございます。

それでは事務局より御返答をお願いいたします。

事務局 長期的なまちづくりの視点は当然基本計画に盛り込んでいくことになっております。

委員の御質問の意図としては、財政推計や財政見込みとの関係と捉えさせていただきました。実施計画を作る際にはその年の予算だけではなく、実施計画期間内の財政推計をもとに事業を組み立てており、予算編成に財政推計を用いて行うことは今後も変わらないと考えております。

委員 ということはこの人口という項目だけで、そこは一つ含めていいということでしょうか。

会長 事務局お願いします。

事務局 次の計画の人口の基本方針の部分についてどこまで書き込むかはまだ明確にお答えできませんが、人口増加や人口減少、あるいは老年人口が増えていくことによる扶助費の増加等、人口に付随する財政推計というものをある程度考えながら、目標人口や人口構成について考える必要があると思ひています。

人口に付随して明確に予算に直結するような数字が出るかは分かりませんが、方針を立てる際には起こりうる財政インパクトというものを考慮しながら人口の基本方針を作らなければいけないということは捉えているところでございます。

会長 ありがとうございます。

委員、追加で何かあればお願いします。

オンラインの委員もその他何か御質問等よろしいでしょうか。

それでは、引き続き事務局より御説明をお願いいたします。

事務局 それでは資料3のスライド番号15と16につきまして説明をさせていただきます。

まず、スライド番号15「Ⅷ 策定に関連する事項(1)」を御覧ください。

策定方針3(4)では、「その他新総合計画の策定に当たって配慮する事項」として、計画策定後の計画の運用に関し、その方針を定めています。

まず、「ア 進行管理手法」です。本市では現総合計画についても、計画の進行管理手法として、行政評価制度を導入していますが、この評価制度は、平成15年度に事務事業評価を、平成19年度から基本計画の施策の単位を導入したものであり、計画策定後に後発的に導入したものとなっています。また、導入当時は、PDCAマネジメントサイクルという手法が一般的でしたが、現在、PDCAマネジメントサイクルの課題が露見していること、OODAループなど、新たな進行管理手法も開発されていることから、現行制度の課題や新たな手法を参考にしながら、計画策定と並行して、進行管理手法を構築しようと考えています。

次に、「イ 個別計画と指標」では、新総合計画策定と並行して策定される各施策に係る個別計画や、新総合計画策定後に策定される個別計画について、新総合計画との整理・整合を行いたいと考えています。

最後に「ウ 計画の見直し」ですが、現総合計画は、基本構想にあっては大きな見直しを行わなかったこと、基本計画については見直しを行いました、基本構想を大きく変更しない中での見直しであったことから、環境変化への対応が十分ではなかったと評価しており、新総合計画については、5年又は9年の間であっても、必要であれば、柔軟に変更するものに行いたいと考えています。

最後にスライド番号 16「Ⅷ 策定に関連する事項(2)」を御覧ください。

策定方針4において、策定体制を明確にしています。

まず、「(1) 市民参画」ですが、デジタル技術の活用などを通じて、子どもも含めた多くの市民が計画策定に参加できる仕組みや市民対話、市民意識調査を行います。

また、「(2) 鎌倉市総合計画審議会への諮問」として、条例に基づき設置した本総合計画審議会での調査・審議、「(3) 鎌倉市総合計画専門委員からの助言」として、総合計画専門委員による助言・指導を踏まえながら、「(4) 庁内体制」として、庁内での委員会を踏まえて、計画策定作業を進めていきます。

そして、「(5) 情報発信」として、計画策定過程については、ホームページや SNS、広報を通じて、広く周知していきます。

以上、大変長くなりましたが、議題1「(仮称)第4次鎌倉市総合計画策定方針(案)について」の説明を終わります。

会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から御説明いただいた部分、その他資料1の第4次鎌倉市総合計画策定方針案全体について御意見、御質疑ございましたらお願い申し上げます。

委員 資料3「(仮称)第4次鎌倉市総合計画策定方針(案)について」の12ページ、「【策定方針「3-2)-イ 政策・施策形成に当たって配慮する事項】」の「(イ) SDGsの達成」について、現時点では「SDGs」でいいのですが、仮に基本計画期間を9年にした場合、計画期間が2030年以降も続くので、「SDGs」という表記ではなく、例えば、「国際社会の課題の認識」や「国際社会の目標の認識」という表現にして、現時点では国際社会の目標に当たるものがSDGsなので、当面はSDGsの目標を意識していくのはいかがでしょうか。

先ほど他の委員からも御意見ありましたが、有事のことや気候変動の激化等も国際社会の課題や目標に含まれますから、「SDGsの達成」という見出しにしない方がいいのではないかと感じました。

会長 ありがとうございます。

ただいま委員から「SDGsの達成」と書いてある総合計画の配慮する事項について「SDGs」ではなく、違う表現で表記してはどうかと御意見いただきましたけれども、事務局いかがでしょうか。

事務局 まず基本計画につきまして、構想が9年の場合には前期5年の最終年が2030年のため、資料3の12ページの内容は2030年を超えない期間の基本計画の中で書き込むこととなります。その上で、ただいま委員から御質問いただいたSDGsの表現につきましては、一度持ち帰らせていただきます。

SDGsの表現について、会長にも御意見いただければと思います。

会長 ありがとうございます。

御指名いただいたので、私からも意見というか、今委員におっしゃっていただいた通り、2030年がSDGsの達成年限ですから、国際課題あるいは国際目標を踏まえて、と表現を変えることに特段異論はございません。具体的に申し上げるならば、例えばサステナビリティとか、そういったよりSDGsよりも広い概念を代わりに用いていくことが、一つ対案なのかなと思います。

委員 私もそう思います。

もう少し幅広に捉えられる表現が良いと思います。

会長 ありがとうございます。

その他委員の皆様いかがでしょうか。オンラインの委員の皆様、よろしいですか。

それでは、これを受けて第4次鎌倉市総合計画策定方針(案)でございますけれども、特段皆様から御意見なければ、ここで我々は了承ということで次に進んでいくこととなりますけれども、皆様、よろしいですか。

( 委員了承 )

会長 ありがとうございます。

それでは、(仮称)第4次鎌倉市総合計画策定方針案について御了承いただきましたので次の議題に進んでまいりたいと思います。

続いて、2. 報告に進んで参りたいと思います。

「(1) 新たな総合計画の策定に係る参考資料について」の御説明を事務局からお願いいたします。

事務局 それでは議題2「新たな総合計画の策定に係る参考資料について」として、前回の審議会  
で御質問を受けた事項や、前回以降にとりまとまった調査内容について、報告します。

資料5のスライド番号2を御覧ください。

本日報告する内容は、「1. 最終・中間・直接アウトカム」「2. 第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画実施計画(改訂版)における財政推計」「3. 人口推計の結果」「4. 新たな総合計画策定に向けた市民意識調査結果」「5. 新たな総合計画策定に向けた市民参画・職員参画」についてです。

まず、スライド番号3「1. 最終・中間・直接アウトカム」についてです。

本件は、前回の審議会、長尾委員より御質問を頂戴した際に、十分な説明ができなかったことから、再度説明させていただくものです。

そもそもアウトカムとは、成果ないし効果と訳されるもので、その段階を細分化し、最終・中間・直接アウトカムといえます。

この資料では、放置自転車対策という取組を例に整理しました。

本来であれば、一番左の最終ゴールから説明すべきではありますが、分かりやすさのため、右側の取組から説明します。

まず、一番右側にある「投入」とは「一連の活動を実施するために必要な投入資源」であり、ここでは、費用や職員、車両、用地という資源を例で挙げています。

そして、その資源を活用した「活動」、取組として、ここでは、自転車整理員の派遣や職員の派遣、駐車場整備という取組を挙げています。

この「投入」を用いて「活動」を行った結果生まれるものが「産出」「アウトプット」と言われることもあります。それであり、この例では撤去作業の開始、巡回の実施、駐車可能台数の増加という産出を挙げています。

そして、その産出により生み出された成果ないし効果が「直接アウトカム」であり、ここでは、放置自転車の撤去、自転車放置の抑制、駐車場利用者の増加を挙げています。

そして、直接アウトカムによって生み出された次の成果ないし効果が「中間アウトカム」であり、ここでは、放置自転車の減少を挙げています。

そして、この中間アウトカムを踏まえた放置自転車対策の最終成果・ゴールが「最終アウトカム」であり、ここでは、歩行者の通路・安全の確保を挙げています。

議題1の策定方針の中でも、最終・中間・直接アウトカムについて触れましたが、これを総合計画に当てはめた場合、基本構想が最終アウトカムであり、その実現に向けて、基本計画で中間アウトカム・直接アウトカムを目指し、そのための活動を実施計画で位置づけるという関係になります。

ここで、一度、説明を止めさせていただき、御質問等を伺えればと存じます。

会長 御説明ありがとうございます。

今、最終・中間・直接アウトカムという変化に至る一連の流れを示すロジックモデルと呼ば

れるものについて御説明いただきましたが、皆様何か御意見も含めて御質問ございますでしょうか。前回御質問いただいた委員もよろしいでしょうか。

それでは、特段御質問、御意見ございませんようですので、続きを御説明いただきたいと思います。事務局お願いいたします。

事務局 続きまして、資料5のスライド番号4「2. 第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画実施計画(改訂版)における財政推計」です。

財政に関しては、前回の審議会で委員から御質問を頂戴しました。

議題1で総合計画の3層構造について説明しましたが、現在本市では、具体的な事業計画である実施計画策定時に財政推計を策定しており、現実実施計画においても、資料のような財政推計を作成しています。

新たな総合計画における実施計画について、行政側で策定するにあたり、先ほども説明した通り、新たな財政推計を考慮しながら事業計画を構築する予定です。

続きまして、スライド番号5「3. 人口推計(令和5年度実施分)の結果」です。

人口に関しては、前回、委員から御質問を頂戴しました。

その時点では、推計結果がまとまっておりませんでした。今回、令和5年度に行った新たな人口推計結果がまとまりましたので、報告します。

まず、推計方法ですが、推計にあたっては、国の人口推計を行う機関である国立社会保障・人口問題研究所、以下、社人研と言いますが、この機関が算出した仮定値を基準として、死亡者数や出生者数、社会移動率等を用いて推計を行いました。

具体的な推計結果は、スライド番号6のとおりです。

この表における2020年の値は実績値であり、これを基準として、死亡者数や出生者数、社会移動の傾向から、推計を行った結果、本市の全人口は2030年には現在の17万人を下回り、2045年には15万台、2060年には14万人台まで減少すると見込まれています。

年齢区分別では、2040年頃から老年人口が大幅に増加、

地域別では、現在は鎌倉地域が最も人口が多いですが、将来的には大船地域と鎌倉地域人口順位が逆転するという見込みとなっています。

なお、人口推計については、先ほど申し上げた社人研による推計結果を用いていますが、社人研による推計には、全国推計と自治体ごとの地域別推計があり、今日お示している推計は、鎌倉市の地域別推計を反映していないため、引き続き、令和6年度に社人研による鎌倉市の地域別推計結果を反映した推計を行います。

そして、その結果を用いながら、議題1の策定方針でお示した基本計画の「人口」の基本方針を定めてまいります。

ここで、説明を止めさせていただき、御質問等を伺えればと存じます。

会長 御説明ありがとうございました。

ただいま事務局から財政推計と人口推計について御説明いただきましたけれども、委員の皆様何か御質問、御意見ございますでしょうか。

それでは続いて事務局より資料が残っておりますので御説明をお願い申し上げます。

事務局 次に、スライド番号7「4. 新たな総合計画策定に向けた市民意識調査結果」です。

新総合計画の施策づくりにあたり、鎌倉市の強み・弱みを把握することを目的に、令和5年8月4日から8月28日にかけて、市民意識調査を実施したので、その結果を報告します。

調査対象は、令和5年7月13日時点で住民基本台帳に記載された満18歳以上の市民の中から無作為で抽出した2,000人であり、回答者は1,015人でした。

調査項目は、一般社団法人スマートシティインスティテュートが策定している、地域での「暮らしやすさと幸福度の指標(Liveable Well-Being City 指標)」、以下「LWC 指標」と言いますが、本指標の測定に使用する設問等、51問で構成しました。

スライド番号8を御覧ください。

このLWC指標は、現在、国においても用いられている指標であり、それぞれの項目ごとに、客観指標と主観指標というものが設定されています。

客観指標は、調査対象地域の統計データから測られるもので、主観指標は、アンケートによる回答者の主観から測られるものです。

具体的に測定している内容ですが、まず、客観指標はスライド番号9及び番号10のとおりです。一例をあげますと、スライド番号9の、左から2番目の列の一番上にある「遊び・娯楽」について、「人口あたり娯楽業(映画館、劇場、スポーツ施設等)の事業所数」となっていますが、これは、総務省「経済センサスー活動調査」の「娯楽業」の事業所数と2020年総務省「国勢調査」による人口の値を用いて測るもので、この結果により、客観的な鎌倉市の「遊び・娯楽」に関する現状を捉えるものです。

次に主観指標については、スライド番号11にある内容をアンケートで問うことで測定するもので、一例をあげますと、一番左側の一番下にある「遊び・娯楽」について、「楽しい時間を過ごせる娯楽施設があるか」を市民に問うことで、主観的な鎌倉市の「遊び・娯楽」の現状を捉えるものです。

スライド番号12を御覧ください。この客観指標と主観指標をどのように兼ね合わせて活用するかですが、例えば今例とした「遊び・娯楽」について、調査の結果、主観指標の結果が低く、反対に客観指標の結果が高い場合には、「市民は娯楽施設がないと思っけていても、実際には娯楽業の事業所がある」ということとなり、そうした場合には、市民の娯楽施設に対する意識をどうあげていくかという施策を講じるか否かを検討していくことになるというものです。

スライド番号13を御覧ください。主観指標と客観指標の結果を兼ね合わせた結果分析手法の一つとして、SWOT分析を準用して分析を行ったものです。SWOT(スウォット)分析とは、事業の現状などを把握するために、強み(Strength)、弱み(Weakness)、機会(Opportunity)、脅威(Threat)を洗い出し、分析する手法であり、今回のアンケート結果である主観指標結果と客観指標結果を偏差値化し、偏差値50点を区分点として、主観指標については、表の左側が主観が強いもの、右側が主観が弱いもの、客観指標については、表の上が客観が強いもの、下が客観が弱いものとして整理しました。先ほど例を挙げた「遊び・娯楽」は、右下にあるので、主観・客観共に弱いものとなります。

引き続き、今回のアンケート調査結果で捉えた主観指標の結果について、より詳細を説明します。

スライド番号14を御覧ください。まず、全体の幸福度です。

幸福度については、現在の幸福度で6ポイント以上の回答をされた方が76.7%、町内の幸福度で6ポイント以上の回答をされた方が69.2%、5年後の幸福度で6ポイント以上の回答をされた方が68.8%、住んでいる地域の満足度で6ポイント以上の回答をされた方が72.1%となっており、また、周りも楽しいと思うかについて「ある程度あてはまる」「非常にあてはまる」と回答された方が60.8%と、総じて、市民の幸福度・満足度が高いことが伺えます。

次にスライド番号15を御覧ください。主観指標について、先ほど御覧いただいたスライド番号11にある設問ごとに、「ある程度あてはまる」「非常にあてはまる」の回答者割合について、設問間での相対評価による順位付けを行い、グラフ化を行いました。上位下位3位で説明を加えていますが、これはグラフ下段の軸名と設問内容を突合するために説明を加えているものであり、例えば2位の「自宅には、心地よい居場所がある」という設問について、軸名は「心地よい自宅」というように示していることを説明しています。

次にスライド番号16です。先ほどと同じ手法について、さらに年代別に詳細な集計を行ったものです。全体平均で悪い回答となった「やりたい仕事が見つけやすい」について、20代では全体平均よりも高くなっているという回答が得られた一方、いわゆる子育て世帯である30代において、「子育て支援・補助が手厚い」という回答が全体平均を下回っているという回答が得られました。なお、10代(オレンジ色線)については、総じて全体平均と乖離が大きいです。左上にあるように、回答者が極めて少ないため、この点は慎重な分析は必要と考えます。

次にスライド番号17です。先ほどと同じ手法について、さらに居住地域別に詳細な集計

を行ったものです。玉縄地域で「日常の買い物に全く不便がない」という回答が全体平均を上回っているのは、ホームセンターがあることから推察できる一方、鎌倉地域において「歩道や信号が整備されていて安心である」という回答が全体平均を下回っている点は、地形等に起因するものであることが推察されます。なお、深沢地域において「飲食を楽しめる場所が充実している」や「楽しい時間を過ごせる娯楽施設がある」が全体平均を下回っている点については、今後の深沢地域の整備にあたって、一つの検討材料ともなり得ると考えています。

次にスライド番号 18 です。先ほどと同じ手法について、さらに家族構成別に詳細な集計を行ったものです。なお、家族構成別集計にあつては、家族構成によって特に全体との回答内容の違いを把握すべき設問項目のみ、詳細な集計を行っています。特筆すべきは、「介護、福祉サービスが受けやすい」について、65 歳以上の方と同居されている方が全体平均を上回る一方、お子さんと同居されている方では全体平均を下回っていること、また、「子育て支援・補助が手厚い」については反対に、お子さんと同居されている方では全体平均を上回る一方、65 歳以上の方と同居されている方では全体平均を下回るなど、サービスの対象となる世帯の満足度が高く、サービス対象外の世帯の満足度が低い結果もあることが確認できました。

次にスライド番号 19 です。先ほどと同じ手法について、さらに職業別に詳細な集計を行ったものです。なお、職別集計にあつても、職業によって特に全体との回答内容の違いを把握すべき設問項目のみ、詳細な集計を行っています。特筆すべきは、学生で「適度な費用で住宅を確保」が全体平均を下回っており、鎌倉の住居事情が推察されました。なお、子育て世代と推察できる会社員、主婦・主夫の「子育て支援・補助が手厚い」は全体平均並みでした。

最後に、スライド番号 20 では、主観指標結果の他市比較のスパイダーチャートを掲載しています。LWCI については、本指標策定法人が他自治体についても調査していることから、法人による他自治体の調査結果と今回の鎌倉市による調査結果を比較しました。なお、比較の単位は、スライド番号 11 の白色の四角で囲ってある単位で行いました。結果ですが、「住宅環境」「公共空間」「都市景観」「自然景観」「自然の恵み」「環境共生」「地域とのつながり」「自己効力感」「健康状態」「文化・芸術」において、他自治体平均を上回っていることが確認できました。

なお、このスパイダーチャートですが、真円を目指すというよりは、鎌倉市に相応しい形を目指すべきであると確認しており、今後は、そうした視点の元、本市が目指す方向性を検討していきます。

以上が調査結果であり、今後、本調査結果も参考資料としながら、議題1の策定方針でお示した基本計画の政策・施策の形成を行ってまいります。

以上、大変長くなりましたが、議題2「(1) 新たな総合計画の策定に係る参考資料について」の説明を終わります。

会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から御説明いただいた部分について、委員の皆様御質問等ございますでしょうか。

委員 お願いいたします。

会長 13 ページの SWOT 分析で「自然景観」が第 2 象限と第 3 象限の両方に出ており、反対に「自然災害」がないような気がするのですが、御確認をいただければと思います。

会長 ありがとうございます。

それでは、事務局、御確認いただいて御発言いただきたいと思います。

事務局 失礼いたしました、左上の「強み×機会」の「自己効力感」の下に「自然災害」があり、「強み×脅威」の「自然の恵み」の上に「自然景観」があるのが正しい結果でございます。

会長 ありがとうございます。

今、御指摘いただいた点、御修正ということで委員の皆様よろしくお願ひいたします。

- その他、委員の皆様、ございますでしょうか。
- 事務局 オンライン参加の委員より、「調査として17万人に対し1,000人というサンプルサイズは妥当なのかお伺いしたいです」という御質問をいただいております。
- 会長 ありがとうございます。  
オンライン参加の委員からサンプルサイズについて御質問いただいたとのこと。  
事務局、いかがでしょうか。
- 事務局 人口17万に対して2,000人の本数を取っていれば、回答率自体が低くともサンプルとしては十分であろうということは、以前、類似アンケート調査を実施した際に確認を取っているところでございます。
- 会長 ありがとうございます。  
委員、追加で御質問がございましたらお願いします。  
よろしいでしょうか。
- 会長 私からも一つ意見で申し上げたいと思います。  
先ほど指標分析で、年齢別・地区別に分析していただいておりますが、併せてSDGsにもジェンダー平等というものが含まれていますので、男女別分析も行い、施策に御反映いただきたく思います。  
その他委員の皆様、いかがですか。よろしいですか。
- 委員 今、御説明いただいた資料5の13ページと20ページの調査結果はこれから審議を進めていく上で大変重要であり、先ほど委員に御意見いただいた優先順位についても、13ページには結構ヒントがあると思います。  
13ページの分析において、例えば、客観的には弱いですが、主観的には十分だと捉えられている左下(強み×脅威)にはあまり力を入れなくてもいいのかもしれないとか、左上(強み×機会)はすでに充実している項目として維持を図る、あるいはさらに伸ばす方向に動く等の見方をしていくものだと考えています。  
それがまさに20ページのレーダーチャートにおいて真円や、ベンチマークである全国平均の形を目指すのではなく、いびつかもしれないけれどもそれが鎌倉市の個性だと評価されるような優先順位の付け方をこれから議論していくことになるのだと拝見しました。  
それから、13ページの分析について、偏差値化は妥当だと思いますが、回答の分布についても考慮する必要があると思います。  
分布状態をチェックした上で、平均で語るのが厳しい場合には、より細かい丁寧な分析が必要になるので注意していただきたいと思います。
- 会長 ありがとうございます。  
事務局、いかがでしょうか。
- 事務局 施策の作成への使用に当たっては更なる分析が必要だと認識しておりますので、ただいま頂戴した御意見等も踏まえながら活用して参りたいと考えております。
- 会長 ありがとうございます。  
皆様その他よろしいでしょうか。  
それでは「(1)新たな総合計画の策定に係る参考資料について」の御説明をいただきましたので、事務局から報告を受けたと確認してよろしいでしょうか。
- ( 委員了承 )
- 会長 それでは続いて「(2)市民参画・職員参画の実施について」、事務局から御説明をお願いいたします。
- 事務局 それでは、議題2「(2)市民参画・職員参画の実施について」として、議題1の策定方針における策定体制で説明した「市民参画」及び「職員参画」の具体的な内容及びスケジュールが決まりましたので、報告します。  
資料5のスライド番号21「5. 新たな総合計画策定に向けた市民参画・職員参画」を御覧ください。  
市民参画については、子どもによるワークショップと大人のワークショップ、及びオンライン

意見聴取を行います。

子どもによるワークショップでは、「鎌倉の将来像・こんな鎌倉にしたい」というものを描いてもらう予定であり、5月19日の午前と午後、30名程度に御参加いただきワークショップを実施します。

大人のワークショップでは、まず、第1回目として、「今の鎌倉への想い。強み・弱みの抽出」を行うワークショップを実施します。同じテーマを鎌倉会場・大船会場で実施し、鎌倉会場については5月18日の午後に鎌倉市役所で、大船会場については5月26日午後にさらに玉縄でワークショップを実施します。なお、参加者は両会場で70名程度を予定しています。

そして、第2回目の大人のワークショップでは、子ども達が描いた鎌倉の未来を踏まえた「鎌倉の将来像」を描くワークショップを実施します。大船会場については6月23日の午後に鎌倉芸術館で、鎌倉会場については6月29日の午後に鎌倉市役所で実施します。

そして、第3回目の大人のワークショップでは、具体的な施策を考えるワークショップを実施します。鎌倉会場については7月28日の午後に鎌倉市役所で、大船会場については未定ですが7月の土日に実施します。

また、大人のワークショップに先立ち、ワークショップと同じ問をオンラインによるシステムを通じて意見聴取を行うとともに、ワークショップの内容をシステムで公開することで、集合とオンラインの一体による市民参画を進めてまいります。

さらには、大人のワークショップと同じテーマについて、並行して、鎌倉市役所の若手職員によるワークショップも実施してまいります。

市民参画の結果については、取りまとめ次第、本審議会に報告するとともに、その結果については、新総合計画の施策や目標作成に活用してまいります。

以上で報告を終わります。

会長

ありがとうございます。

ただいま事務局から御説明いただいた部分について、委員の皆様御質問ございますでしょうか。オンラインで御参加の委員もよろしいでしょうか。

それでは特段御質問ございませんようですので、「(2) 市民参画・職員参画の実施について」の御報告を受けたと確認してよろしいでしょうか。

( 委員了承 )

会長

最後に「その他」です。委員の皆様から何かございますか。

( 意見等なし )

会長

事務局から何かありますか。

事務局

議事録についてです。議事録については、前回、発言に係る委員の個人名は記載せず、「会長」「委員」「事務局」等で記載すること、発言の要約は行わないことを御確認いただきました。

なお、公開は、委員の皆様にご確認いただいた後にホームページで公開することとしております。

前回の議事録については、一度委員の皆様にご確認いただき、本日資料6として案を示させていただきます。

本日ここで御確認いただきましたら、公開したいと考えておりますが、この内容で御確認いただいておりますでしょうか。

( 委員了承 )

会長

委員の皆様よろしいでしょうか。それでは公開ということをお願いいたします。

その他、事務局ございますでしょうか

事務局

ありがとうございます。

本日の議題は以上となります。

本日御審議いただいた策定方針については、SDGsの表記につきましては事務局で修正をさせていただきます。

関係人口については持ち帰り内部で検討し、考え方についてはしっかりと次の計画に反映していくよう押さえたいと思いますので、この後、庁内手続きを踏まえて決定します。

次回の審議会は、6月の開催を予定しております。改めて日程調整をさせていただきますので、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

会長

以上で、第2回鎌倉市総合計画審議会を終了します。

以 上